

議会議案第 2 号

企業版ふるさと納税の適用拡大を求める意見書の提出について

企業版ふるさと納税の適用拡大を求めることに関し、次のとおり意見書を提出する。

令和 8 年（2026年） 7 月 14 日 提出

提出者	鎌倉市議会議員	細 川 まなか
同	同	上 大 石 香
同	同	上 小野田 康 成
同	同	上 児 玉 文 彦
同	同	上 重黒木 優 平
同	同	上 中 村 てつや
同	同	上 岡田 かずのり
同	同	上 中 村 聡一郎

企業版ふるさと納税の適用拡大を求める意見書

企業が地方公共団体の地方創生事業に寄附を行うことで法人関係税の控除を受けられる「企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）」は、地域の自立的発展を後押しする重要な制度である。

しかし現行制度では、地方交付税不交付団体は制度の対象外とされており、企業側に税額控除が適用されない。このため、企業が不交付団体へ寄附を行うインセンティブが働かず、制度の趣旨である「地域の創意工夫を支える財源確保」が十分に機能していない。

鎌倉市は不交付団体であるが、歴史文化財の保全・修復、観光インフラの維持管理、子育て・教育環境の充実、気候変動に対応した防災・減災対策など、地方創生に資する施策の必要性は他自治体と同様であり、むしろ観光都市としての役割を果たすため、安定的かつ多様な財源確保の手段が不可欠である。

また、不交付団体であることは「財政に余裕がある」ことを意味するものではなく、交付税による財政調整の枠外に置かれることで、外部財源の確保手段が限られるという構造的課題を抱えている。企業版ふるさと納税の適用拡大は、こうした自治体の自立的な地域経営を後押しする制度的整備として極めて有効である。

よって本市議会は、国に対し、地方交付税不交付団体にも企業版ふるさと納税を適用できるよう制度を見直すこと、または同等の効果を持つ新たな財政支援措置を講じることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年（2026年）7月15日

鎌 倉 市 議 会